

宮城県教育委員会

教育長 伊東 昭代 様

教育委員 各 位

請願者 仙台市青葉区柏木1-2-45

宮城県教職員組合

執行委員長 渡辺 孝之



子どもと教科書みやぎネット21

代表委員 高木 克純



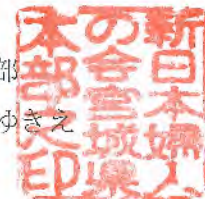
自由法曹団宮城県支部

支部長 小野寺 義彦



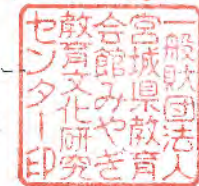
新日本婦人の会宮城県本部

会長 佐々木 ゆきえ



みやぎ教育文化研究センター

所長 菅井 仁



宮城県高等学校・障害児学校教職員組合

執行委員長 高橋 正行



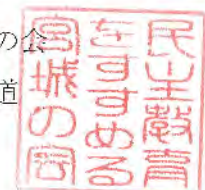
宮城県歴史教育者協議会

会長 永澤 汪恭



民主教育をすすめる宮城の会

代表 太田 直道



2019年度「宮城県教科用図書選定審議会に係る請願について（回答）」に係る請願

子どもたちの健やかな成長と民主的な学校教育の充実のために、日頃より御尽力いただいていることに対して心から敬意を表します。

私たちが提出した令和元年5月10日付け「宮城県教科用図書選定審議会に係る請願」に対して、令和元年7月31日付けで回答をいただきましたが、回答いただいた内容について、再度ご説明いただきたい点がございますので、以下の通り請願させていただきます。

【 請願項目 】

1. 宮城県教科用図書選定審議会において、「別冊」の選定資料を作成しないこと。

(令和元年5月10日付けの請願項目 3)

令和元年7月31日付けの回答では、一般的なこととして、都道府県教育委員会の任務として、「選定資料を作成し、それを採択権者に送付することにより助言、援助をおこなうこと」があると述べられていますが、実際に作成した「別冊の選定資料」（＝補助資料）が採択権者の採択に対する都道府県教育委員会の任務としての「援助」として適切なかどうかに関しては、令和元年5月10日付けの請願で、私たちが疑問点を具体的に指摘したにもかかわらず、

議会の請願採択などを踏まえ作成している「補助資料」は採択権者の採択に対する県教育委員会の「援助」に相当するものと考えています。

と、適切な「援助」であると判断している理由について、何一つ説明することのない、木で鼻をくくったようなきわめて不誠実な回答と言わざるを得ません。

そこで、私たちが令和元年5月10日付けの請願で指摘した疑問点に関して明確な説明をいただきたいと思います。

- (1) 一部の教科や分野についてのみ「別冊の選定資料」（＝補助資料）を作成することは、県教育委員会が、教科や分野の取り扱いについて差別化することとなり、公正さを欠くことになるのではないか。特に中学校社会科においては、社会科という一つの教科であるにもかかわらず、歴史的分野・公民的分野についてのみ作成し、地理的分野と地図帳については作成しないというのは、同一の教科の中での差別化であり不適切なのではないか。
- (2) (1)と関連して、これまで作成した「別冊の選定資料」（＝補助資料）について、中学校社会科の歴史的分野と公民的分野については、前回の採択時には県議会の請願採択を作成の理由とし、特別な教科道徳については、前回の採択が初めての採択であることを作成の理由としていたが、今後の教科書採択にあたっては、作成する理由がないと考えるが、いかがか。
- (3) 採択権者の採択に対する「援助」を目的として作成する「別冊の選定資料」（＝補助資料）において、県教育委員会が特定の項目を選んで取り上げている箇所数を数えたり、特定の項目を選んで関連する記述概要を書き出したりすることは、平成28年度に作成された小学校の道徳に関する宮城県教科書選定審議会の会議の中で良識ある委員達が「例えば、6学年ではいじめに関する項目で、A社は19、B社は9と出ていて、県の喫緊の課題だから、市町村ではそこを選択しなさい」という意味に捉えられてしまうのではないだろうか」とか「別紙2-1でC社は12、D社は60となっ

ていて、どういう拾い方をしたのかと疑問に思う」と指摘しているように、県教育委員会の意向を採択権者に付度させる危険性や公平性を失する危険性があるが、この危険性の指摘について、県教育委員会が選んだ審議会委員からも指摘されていることも踏まえて説明いただきたい。

- (4) (3) にも関連するが、平成27年度に作成された中学校社会科の歴史的分野・公民的分野の「別冊の選定資料」（＝補助資料）で、取り上げている個所数を数える項目や記述概要を書き出す項目として、県教育委員会が取り上げた項目は、「天皇・皇后・親王等の数」「天皇に関する記述」「神話・伝承を含めた日本文化や伝統に関する記述」「北朝鮮による日本人拉致問題に関する記述」等（他の項目については前回の請願を参照下さい）となっており、「国家主義」「ナショナリズム」に直結する項目が数多く並ぶ。こうした項目の多くは、一応、学習指導要領で触れられてはいるが、学習指導要領全体や社会科教育の重点とは言えない項目である。「北朝鮮による日本人拉致問題」に至っては、学習指導要領で触れられてすらいない。その一方で、文部科学省が保護者向けのパンフレットの中で、「学習指導要領のポイント」としてあげている「環境教育」「消費者教育」「裁判員制度」などに関しては何一つ取り上げていない。「別冊の選定資料」（＝補助資料）を作成することは、このように県教育委員会の恣意的な判断で項目が選択される危険性があることが明らかである。もし、違うというならば、なぜこのような項目を選択をしたのかという説明が不可欠なので、その説明を求めたい。説明できないのであれば、「別冊の選定資料」（＝補助資料）を作成する資格がないと指摘せざるを得ない。

2. 審議会委員にも前もって全教科書会社の教科書を渡しておき、委員はその教科書を読んだ上で審議会に参加すること。

（令和元年5月10日付けの請願項目 4）

令和元年7月31日付けの回答は、私たちの請願に対して、「県教育委員会に送付される教科書の見本は15セットであることから、審議委員20人全員に教科書見本を貸与することは物理的に不可能」というものであった。教科書を5セット分購入することが物理的に不可能というのだろうか。5セット分を購入する予算を組んでおけばすむ話ではないのか。「別冊の選定資料」（＝補助資料）を作成する費用よりは、はるかに少ない費用で済むと思うのだが。

また、「約45分間、静ひつな環境の中で教科書等を御覧いただき」と、別室を用意して、45分間教科書に目を通す時間をとったことを大きな成果のように回答していただいているが、全学年・全教科・全分野の全教科書会社の教科書に目を通すには、甚だ不十分な時間しか保障できていないと指摘せざるを得ない。1冊あたり1分も保障できていないのではないか。45分間で全学年・全教科・全分野の教科書に目を通すことの方が不可能と言えよう。

委員会の性格が異なるとはいえ、仙台市教育委員会の教科書選定にあたっては、教育委員が全教科書にしっかり目を通して委員会に臨み、1教科の審議に時間をかけて選定をしているのと比べて、あまりにも杜撰と指摘せざるを得ない。このような物理的な時間しか保障されていない県の教科書選定審議会が、採択権者に「援助」するのはおこがましいのではないか。

以上